

(写)

NECプラットフォームズ株式会社一関事業所跡地の活用に関する意向確認書

一関市とNECプラットフォームズ株式会社は、NECプラットフォームズ株式会社一関事業所跡地の活用に関し、以下の通りそれぞれの意向を書き留め、相互に確認したものであり、本確認書に法的拘束力はなく、双方に権利又は義務が発生するものではない。

1. 一関市は、NECプラットフォームズ株式会社一関事業所の跡地を取得し、まちづくりに活用する。
2. NECプラットフォームズ株式会社は、協議が整えば、一関事業所跡地の土地及び建物を譲渡することとし、その相手方は一関市とする。
3. 2項に際し、契約が成立した後に、不要となる建物はあらかじめ解体する。
4. 2項に際し、契約が成立した後に、汚染土壤は双方で合意した範囲内であらかじめ処理する。
5. 3項及び4項完了した後に権利を移転する。

本意向確認書の有効期限を令和3年8月31日までとし、契約締結に向けて互いに誠実に努力するものとする。

令和3年4月30日

一 関 市
一 関 市 長

財務部 修

神奈川県川崎市高津区北見方二丁目6番1号
NECプラットフォームズ株式会社
代表取締役 執行役員社長

福田 公彦